



**将来の選択肢に制約のない社会を
—こども家庭庁の創設に向けて—**

2022 年 5 月 18 日

公益社団法人 経済同友会

目 次

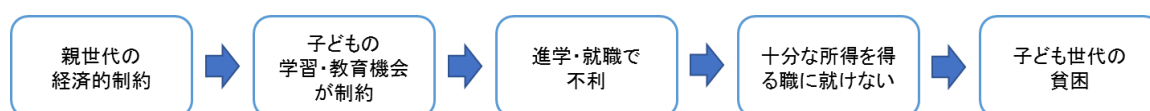
1. 誰もが将来の選択肢に制約のない社会の実現に向けて.....	1
2. 子どもの貧困にまつわる構造的課題とコロナ禍の影響.....	2
3. こども政策の3つの「壁」	3
(1) 高校生の「壁」	3
(2) 行政機関間の「壁」	3
①都道府県と市区町村の「壁」	3
②首長部局と教育委員会の「壁」	3
③教育と福祉の融合に向けた文部科学省と厚生労働省の「壁」	6
(3) 行政・学校と NP0 の「壁」	6
4. こども家庭庁に対する提言.....	7
(1) 関係機関間の連携強化.....	7
①教育行政と福祉行政の連携強化	7
②情報連携にかかる結果責任の明確化と体制の強化.....	9
(2) 学校の地域への開放の徹底	9
(3) 高校生の支援強化	9
(4) 勤労世代に偏らない負担	10
(5) 熱意ある人材の確保.....	11
5. 子どもの貧困対策に資するその他の取り組み.....	11
(1) 支援の最前線に立つ NP0 等への支援強化	11
①子どもの貧困対策にかかる寄付の促進	11
②NP0 等との交流機会の拡大とノウハウの提供	13
(2) 官民連携による支援の強化	13

1. 誰もが将来の選択肢に制約のない社会の実現に向けて

岸田政権の目指す「成長と分配の好循環」を実現するには、イノベーションや産業・企業の新陳代謝の活性化が不可欠である。半面、デジタル化に伴う経済的パワーの集中やデジタルディバイド等を背景に、世界中で所得や資産の二極化も進んでいる¹。経済的格差の固定化を防ぐことは、社会的な重要性はもちろん、経済の活力を維持し、持続的に発展させていくためにも大切であり、機会の平等を保障する政策や施策の重要性がこれまで以上に高まっている。特に、これからの経済・社会を担う子どもたちが将来に夢を持ち、その能力・意欲を存分に発揮できる環境を築いていけるかどうか、さらなる少子化の進展を含め、日本の将来を大きく左右する。

日本における子どもの相対的貧困²率は、2018年時点で13.5%に達している。これは親世代の経済的制約に起因するところが大きく、子ども世代も貧困に陥る「貧困の再生産」が発生している（図表1）。

図表1 貧困の再生産



子どもたちは、経済同友会が実現を目指す「生活者共創社会」の最も重要なステークホルダーである。高齢者を中心とした分配から将来世代を重視した分配への転換を実現し、子どもたちの将来に向けた選択を制約する要因を取り除き、生活者共創社会の担い手として活躍できるようにすることは、すべての大人たちの責務である。

こうしたなか、2023年4月、子どもにかかる各種政策の総合調整機能を担う組織として、「こども家庭庁」が設置される見通しであり、現在、同庁の設置法案が国会で審議されている。すべての子どもが将来の選択肢に制約のない社会を実現するためには、子どもの貧困問題の解決が喫緊の課題である。

そこで、新組織の設置に伴い、子どもにかかる問題・政策への関心が高まっているこの機を捉え、貧困対策を中心とするこども政策に関し、広く未成年全員を対象に、包括的な提言を行う。また、ESGの観点を重視する経営者・企業、そして生活者共創社会の一員として、関係府省庁や地方公共団体、NPO法人等と連携しながら、積極的にアクションを起こしていく。

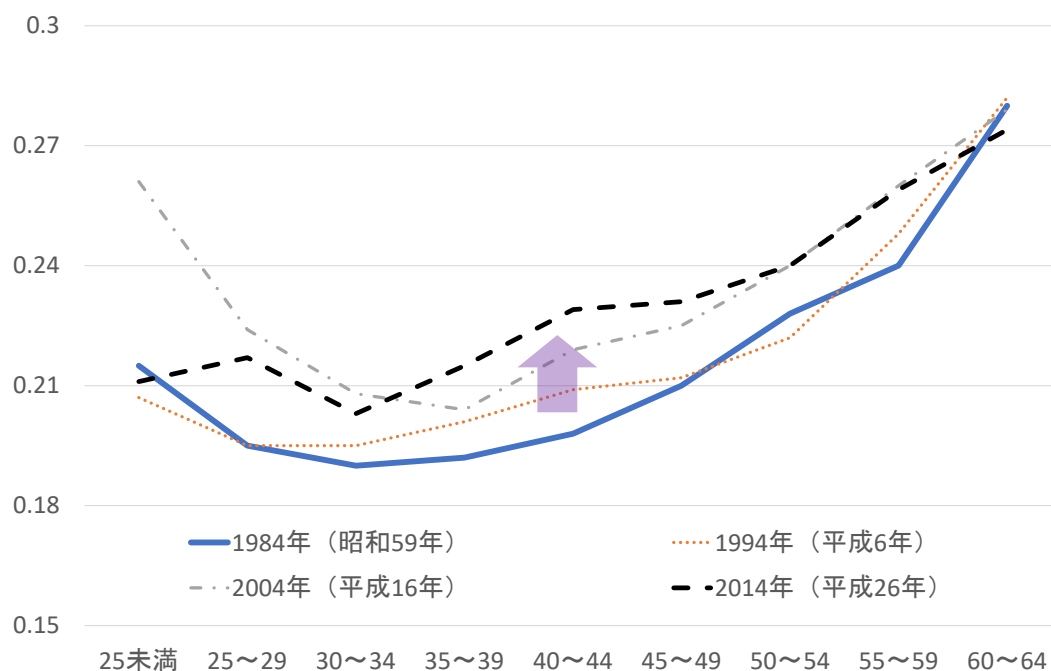
¹ OECD “Wealth Distribution Database” によれば、トップ10%の家計純資産の保有割合が、米国では8割弱、ドイツ、カナダ、英国でも5割を超えている。

² 「等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）が全人口の中央値の半分未満の世帯員をいう。相対的貧困となる世帯の可処分所得は2人世帯で180万円未満、3人世帯で220万円未満、4人世帯で254万円未満である（2018年度）。

2. 子どもの貧困にまつわる構造的課題とコロナ禍の影響

日本の労働所得について、1984 年から 2014 年にかけての世帯主の年齢階級別のジニ係数の推移をみると、子育て世代の 30 歳代後半～40 歳代で特に上昇が著しい（図表 2）。

図表 2 年間収入にかかるジニ係数の推移
（二人以上勤労者世帯、世帯主の年齢階級別）



（資料）総務省『全国家計構造調査』『全国消費実態調査』

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対人サービス産業を中心に、営業制限が実施された。ひとり親世帯のうち、特に母子世帯では、親が非正規雇用で対人サービス業に従事する割合が高く³、所得の減少や雇用機会喪失等の影響を特に強く受けた。

さらに、2020 年には、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校等に対し、一斉臨時休業が要請された。学校給食がなくなった結果、困窮世帯の子どもたちの中には、栄養バランスの良い食事を摂る機会を失った児童もいる。

加えて、困窮世帯ほど、学校での学習機会喪失の影響が大きく、学力格差がさらに拡大した。例えば、①住居の間取りに余裕がなく、学習環境の確保が難しい、②オンラインで補習プログラム等が提供されても、自宅に Wi-Fi や PC・タブレット等がない、③デジタルデバイスに接した機会が乏しいため、支援団体等がデバイスを配布しても、セットアップ等の面でハードルが高い——など、オンライン学習への対応の遅れがみられた。

³ 厚生労働省『平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査』によれば、母子世帯の母のうち、「パート・アルバイト」で就業する者の 32.8%がサービス業に従事している。

3. こども政策の3つの「壁」

困窮世帯の子どもたちは、経済的な制約のみならず、本人あるいは保護者に疾患がある、学習環境・習慣に恵まれない、基本的な生活習慣を身につける機会が乏しい、虐待を受けている——など、複合的な課題を抱えている。

困難を抱えるすべての子どもを早期に発見し、包括的な支援を提供するためには、行政・学校・NPO等の関係機関間の円滑な連携が不可欠である。今も、支援の担い手はそれぞれ想いを持ち、課題解決に取り組んでいるが、（１）高校生の「壁」、（２）行政機関間の「壁」、（３）行政とNPOの「壁」——の3つの代表的な壁があり、関係者の役割分担や連携が十分とは言えない。こども家庭庁の設置を機に、「壁」の原因を解消し、社会が困窮世帯の子どもたちを十分支えられるよう、総合的な取り組みを進める必要がある。

（１）高校生の「壁」

キャリアパスの多様性が乏しい日本では、いったん高校を中退してしまうと、再び教育を受ける機会や就労の選択肢が制約されやすい。こうしたなか、高校生の貧困が、貧困の連鎖からの脱出を阻む大きな要因になっている。

義務教育段階では、市区町村立の小中学校に通うケースが多いことから、困難を抱える児童生徒に関する情報を基礎自治体が一定程度把握している。しかし、高校生になると、学校の設置者が都道府県や学校法人になり、生徒が居住する市町村外の学校に通うケースが増え、基礎自治体ではフォローしきれなくなってしまう。このため、高校生の貧困問題を適切に把握し、対処することが難しい状況にある。この「壁」への対応がなされないままでは、こども家庭庁の取り組みを含む各種施策の効果が中学卒業段階で失われてしまう。

（２）行政機関間の「壁」

①都道府県と市区町村の「壁」

市区町村立小中学校の教員の服務は、市町村教育委員会が監督するが、任命権者は都道府県教育委員会⁴である（指定都市⁵を除く）。このため、市民に政策を支持された首長が、学校教育と福祉施策との連携強化を志しても、人的リソースを適切に配分し直す等の改革にリーダーシップを発揮しにくく、実現が難しいことがある。

②首長部局と教育委員会の「壁」

児童生徒と日々接している教員等は、支援を要する子どもたちの状況を把握していることが多い。また、困窮世帯の児童・生徒は包括的な支援を必要としていることから、学校と福祉部門、NPO等の連携が不可欠である。

⁴ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第37条

⁵ 地方自治法第252条に規定されている20の都市をいう（大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市）

しかしながら、教育委員会は、教育の政治的中立性や安定性の確保を目的に、地方公共団体の長から独立した行政委員会として設置され、福祉部門を所掌する首長部局とは明確に事務が分掌されている。そのため児童に関する情報を共有し、機動的に連携を図ることが容易ではない（図表3）。また、虐待事案についても、異変に気づきやすい学校や警察と、支援を担う児童相談所（福祉）の連携や人員・体制の不足、責任・権限の不明確さ等により、機動的に対応できないケースがある。

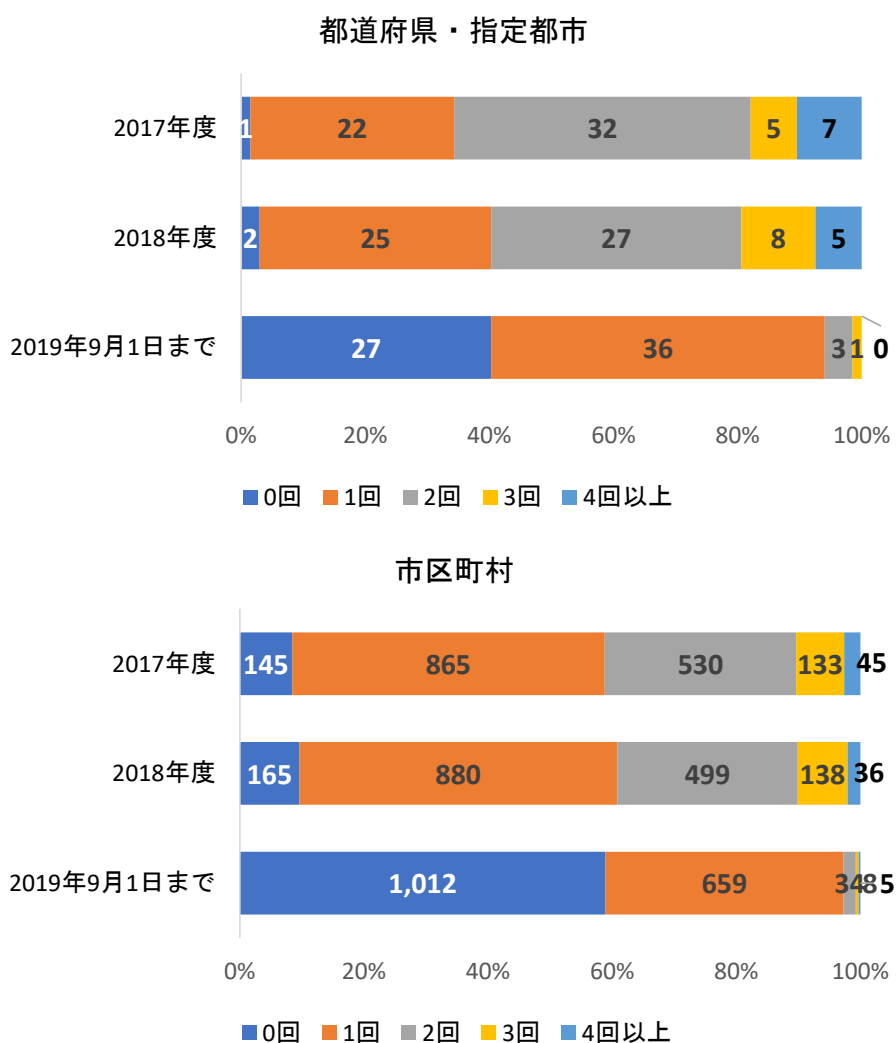
図表3 首長部門と教育委員会の一般的な事務分掌

事務分掌		首長部局	教育委員会
予算の編成・執行		○	
契約の締結		○	
条例案の提出		○	
教育	教育財産の取得・処分	○	
	学校教育 ・ 公立学校の設置・管理 （幼稚園、小学校、中学校） ・ 教職員の人事、研修 ・ 児童・生徒の入学、退学 ・ 教育課程、生徒指導 ・ 教科書等の採択		○
	社会教育（生涯学習）		○
	スポーツ、文化、文化財		○
福祉	社会福祉 ・ 非課税世帯給付	○	
	児童福祉 ・ 保育所 ・ 放課後児童クラブ ・ 児童手当 ・ ひとり親支援	○	
	障害福祉	○	
保健	健康増進 ・ 乳幼児健診 ・ 予防接種	○	
	国民健康保険	○	

政府も、首長部門と教育委員会との連携強化の必要性は認識しており、2014年度に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、首長と教育委員会が教育行政について協議・調整を図る場として、首長の設置する総合教育会議が新設された。

しかしながら、2018 年度の開催回数が 2 回以下の都道府県・指定都市がおよそ 8 割、市区町村がおよそ 9 割を占めるなど、依然として両部門の連携が機動的かつ十分に行われているとは言いがたい状況にある（図表 4）。もちろん、物理的会合の開催だけが連携の手段ではないが、デジタル技術も活用しながら、関係主体間の適切な情報共有と連携を図るべきである。

図表 4 総合教育会議の開催状況（令和元年 9 月 1 日現在）



（資料）文部科学省⁶

⁶ 文部科学省「新教育委員会制度への移行に関する調査（令和元年 9 月 1 日現在）」、https://www.mext.go.jp/content/20210120-mxt_syoto01-100000011_1.pdf

③教育と福祉の融合に向けた文部科学省と厚生労働省の「壁」

子どもにまつわる政策が、内閣府のほか、教育を担う文部科学省と福祉を担う厚生労働省に分かれていることの弊害の一例として、放課後児童クラブ⁷の運営が挙げられる。

放課後児童クラブは厚生労働省が所管する福祉事業であり、小学校の校舎内や敷地内、あるいは敷地外に設置されている。校舎内あるいは敷地内に設置されている場合、校舎等の財産管理及び目的外利用の許可は文部科学省が所管する教育委員会や校長が担っているため、放課後児童クラブの活動において、校舎等の設備をどこまで利用できるかの判断は、市区町村教育委員会あるいは学校ごとに異なる。

困窮世帯の子どもは、放課後に習い事や塾に通う機会は少なく、格差の固定化を防ぐ観点からは、児童クラブの時間帯に宿題をこなしたり、補助的な学習を行ったことが望ましい。しかし、放課後児童クラブは厚生労働省の事業のため、そもそも教育を目的としていない。また、前述の理由により、校舎内であっても、放課後は PC やタブレット、Wi-Fi 等を使えないことがあり、時間を有効に利用できているとは言えない。

（３）行政・学校と NPO の「壁」

行政もさまざまな支援策を設けているが、公平性を求められるがゆえに、一律の所得制限を設けざるを得ず、きめ細かい支援が難しいほか、予算の執行は議会の承認を受ける必要があり、機動的対応が制約される面がある。

また、学校は、さまざまな側面から児童・生徒に関する情報を有しており、教員も児童・生徒の状況把握に努めている。しかし、既に多忙な教員に、児童・生徒一人ひとりのサポートすべてを任せることは現実的でない。また、多くの教員は他の職業経験を有しておらず、児童・生徒がさまざまなキャリアパスに関する情報・知見を学校内のみで得ることは容易でない。

さらに、NPO は強い問題意識を持ち、機動力もあるものの、人材や財源、組織運営、行政機関における意思決定や予算編成の仕組みに関するノウハウ等が乏しく、行政や学校とうまく協働できている主体は限られている。また、所得や健康状態等にかかる情報は機微な個人情報のため、行政や学校から情報提供を得ることができず、支援を要する児童生徒にスムーズにアクセスできていない。

このように、三者の円滑で柔軟な連携が困難なことが、支援の効果と効率を損ねている。

⁷ 児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」の通称。小学校に就学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に対して、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びと生活の場を与えることを目的としている。

4. こども家庭庁に対する提言

子どもにかかる各種政策の総合調整機能を発揮する組織として、「こども家庭庁」が、2023年4月に内閣府の外局として設置される見通しである。

これに先立ち、2021年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」には、以下のような基本理念が掲げられている。

【今後のこども政策の基本理念】

（「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」より抜粋）

- ・ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- ・ 全てのこどもの健やかな成長、well-being の向上
- ・ 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
- ・ こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- ・ 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に必要な支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
- ・ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCA サイクル（評価・改善）

しかしながら、同庁の設置法案によれば、内閣府と厚生労働省の関連部門（周産期医療以外）は移管されるものの、「学校教育」や「幼稚園」はこれまで通り文部科学省に残される。同庁を設置する以上、子どもの成長支援にかかる政策立案については、司令塔として一元的かつ包括的な役割を果たすべきであり、そのための十分な権限を有するべきである。

今回の法案においても、文部科学省が学校教育を所掌し続けることが、同庁の総合的な政策立案機能を制約することがあってはならず、要すれば、さらに踏み込んだ制度の見直しを行うべきである。なお、行政組織の見直しには時間を要するとしても、同庁は、自ら掲げたミッションを遂行するため、司令塔組織として、関係府省・地方公共団体等との円滑な連携体制の構築にリーダーシップを発揮すべきである。

（１）関係機関間の連携強化

①教育行政と福祉行政の連携強化

困難な状況にあることが顕在化している児童・生徒のみならず、困難を抱えるすべての児童・生徒を早期発見し、包括的な支援を提供するためには、関係機関間の情報共有と円滑な連携が欠かせない。しかし、現状では、先に述べたような行政機関間の縦割り・横割りが、速やかな支援の提供や効率的な歳出を妨げている。

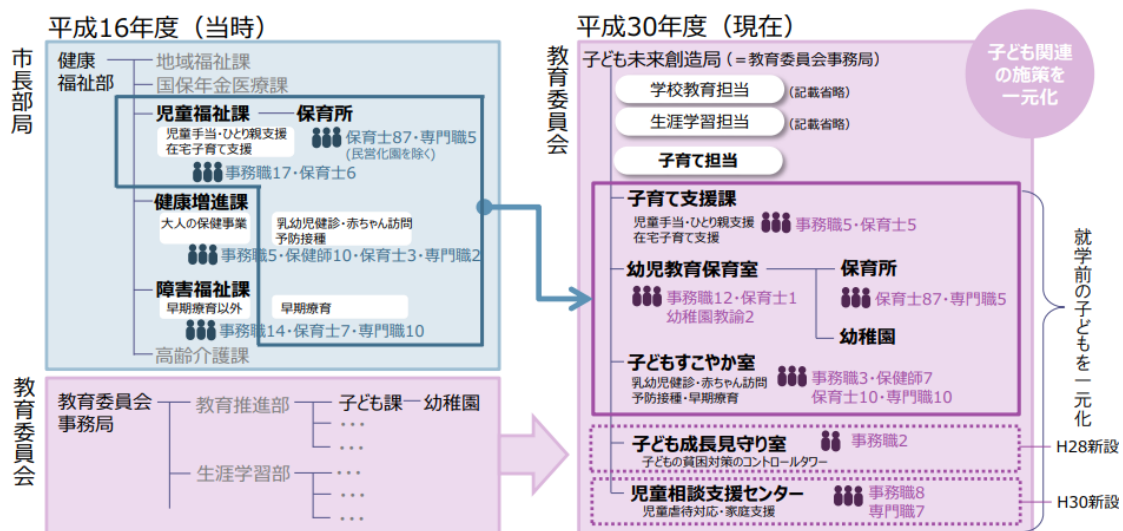
特に、教育行政と福祉行政の連携強化が不可欠であり、健やかな成長という子どもの権利確保を最優先に、文部科学省の所掌事務をこども家庭庁に移管することを

含め、こども行政のあるべき姿について、同庁が主体となって引き続き検討すべきである。

とはいえ、行政組織の見直しには一定の時間を要すると見込まれることから、まずは、成果をあげている地方公共団体の事例の横展開等、教育と福祉の壁を越えて必要な情報連携が円滑に行われる仕組みづくりに、同庁がリーダーシップを発揮し、創設後2年以内（2024年度まで）に体制を整備することを求める。

一例として、大阪府箕面市は、首長部門と教育委員会の壁を越え、教育と福祉の融合を図るため、子育て支援業務と母子保健業務を教育委員会に移管し、就学前の子どもを教育委員会が一元的に所管する体制を整えたほか（図表5）、個人情報保護条例を改正し、部局を超えて必要な情報を共有できるようにした。

図表5 就学前の子どもにかかる施策を一元化するための箕面市の工夫



（資料）内閣府 子供の貧困対策に関する有識者会議 大阪府箕面市提出資料
（2019年3月）より抜粋

こども家庭庁は、さまざまな地方公共団体による先進的・積極的な取り組みにかかる情報が他の市区町村にも共有され、横展開が可能になるよう、司令塔として総合調整機能を発揮するとともに、モデル条例案を整備する等の環境整備を進めるべきである。

また、困窮世帯を含むすべての子どもの学びを支援するにあたり、デジタル技術は新たな可能性を拓ける。テクノロジーの進展に伴う便益を子どもたちが広く享受するためには、デジタルを活用した教育環境の整備が極めて重要である。同庁は、学校施設や図書館など社会教育施設等を含む、学びのための総合的な環境整備に関し、文部科学省、デジタル庁、地方公共団体等の関係機関間の連携強化に主導的役割を果たすべきである。

さらに、ひとり親世帯の子どもの貧困率の高さを踏まえれば、養育費の不払い等への対応を強化することも不可欠である。現在、法務省および厚生労働省の双方で検討が進められているが、そもそも貧困状態に陥らせないための方策についても、同庁が積極的かつ迅速に取り組むを進めるべきである。

②情報連携にかかる結果責任の明確化と体制の強化

虐待児童の早期発見・対応など、学校、警察、児童相談所など複数の行政機関の情報連携と迅速な対応が不可欠な事案について、同庁が結果責任を負う旨を明確化するとともに、虐待死など深刻な事案の再発を防止するため、司法を含む体制の見直し、親との直接的なインターフェースとなる児童相談所職員に対する支援の強化、専門性ある人材の育成など、真に子どもの権利を擁護するための方策についても検討・実施を急ぐべきである。

（２）学校の地域への開放の徹底

困窮世帯の子どもたちは、親や担任教員以外の大人と接する機会が少なく、自身の将来にどのような選択肢があるのかを想像することが難しい。こうした課題を解決するためには、義務教育課程からキャリア教育を充実させることが重要だが、既に業務量の多い教員がこれを担うことは現実的でなく、多様な地域の大人との接点を増やすことが必要である。

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むための仕組みとして、2017年度にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度が導入されたが、現在も公立の小中学校の3分の2で未設置である⁸。こども家庭庁は、司令塔機能を発揮し、文部科学省と連携して、同協議会の設置を強力に促すべきである。

企業としても、子どもたちが多様な大人と接し、自らの将来の選択肢について広く想像できるよう、出張授業等を通じたキャリア教育支援や就労体験機会の提供等、ESGの観点から積極的に貢献していく。

（３）高校生の支援強化

2020（令和2）年度より、高等学校就学支援金制度が改正され、私立高校を含む授業料の実質無償化（所得制限あり）が実現した。また、低所得世帯については、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度が設けられている。

⁸ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援を協議する合議制の機関をいう。また、学校運営協議会を設置した学校のことを「コミュニティ・スクール」というが、文部科学省「令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査結果」（令和3年11月22日公表）によると、学校運営協議会を設置している全国の公立小学校、中学校、義務教育学校は11,856校（導入率33.3%）に留まる。

同時に、修学支援制度対象機関と認められている大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を対象とした高等教育における授業料等減免制度⁹も開始された（減免額の上限及び所得制限あり）。また、高等学校等を卒業予定あるいは卒業後2年以内で、学習意欲等のある低所得世帯の学生は、授業料等の減免に加え、返済不要の奨学金¹⁰を受けることができる。

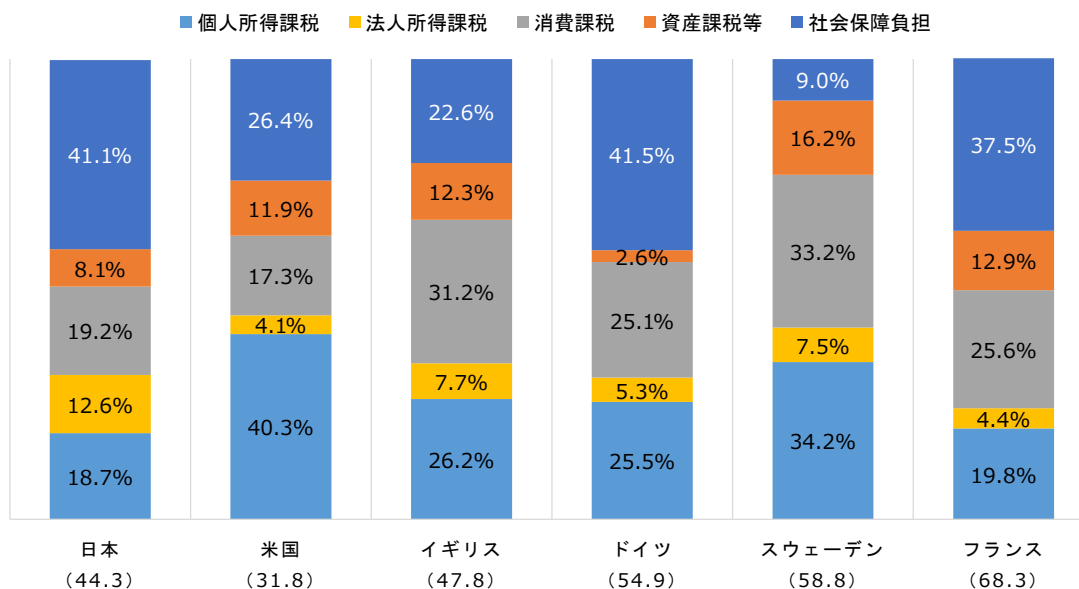
しかし、大学等の受験料については、東京都等が独自の支援制度を設けているほか、日本政策金融公庫の教育一般貸付など限られた支援策しか用意されておらず、受験料負担が大学等への進学への制約となっている。キャリアパスは多様であることが望ましく、すべての生徒が高等教育機関に進学すべきとは思わないが、意欲ある生徒の選択肢を狭めることのないよう、受験料にかかる経済的支援を強化すべきである。

企業としても、意欲ある人材が就職後に高等教育を受けることを後押しするため、就業と学びを両立させられるような柔軟な働き方・報酬制度等の導入や、学びを目的とした退職後の復職を容易にする制度の創設等を検討する。

（４）勤労世代に偏らない負担

日本は諸外国に比べ、法人所得課税や社会保障負担が大きい一方、消費税をはじめとした租税負担の割合が相対的に小さいため、まさに子育てを担っている勤労世代に負担が集中しがちである（図表６）。

図表６ 国民負担の構成（2018 年度）



（注）カッコ内の数値は国民負担率

（資料）財務省

⁹ 住民税非課税世帯について、国公立大学に通学する場合、入学金 28 万円、年間授業料 54 万円、私立大学に通学する場合、入学金 26 万円、年間の授業料は 70 万円を上限に減免される。

¹⁰ 住民税非課税世帯について、国公立大学に通学する場合、自宅外生は年間 80 万円、自宅生は年間 35 万円、私立大学に通学する場合、自宅外生は年間約 91 万円、自宅生は年間約 46 万円を上限に給付型の奨学金が支給される。

こども政策は、経済の発展や社会の安定、中長期的な日本経済への信認確保につながるものであり、受益者は国民全体である。また、この政策が将来世代の負担を増やすものであってはならず、財源についても真摯な検討がなされるべきである。こうした点を踏まえ、こども政策にかかる追加的な財源確保は、勤労世代や企業のみが負担する保険料によるのではなく、寄付等を促すインセンティブを強化するほか、広く国民が平等に負担する税財源により手当すべきである。

（５）熱意ある人材の確保

こども家庭庁が十分に総合調整機能を発揮するためには、財源確保に加え、人材の充実¹¹も不可欠である。そのため、①同庁創設にあたり移管される業務を担う幹部職員については、在籍出向や兼務ではなく、こども家庭庁の中でキャリアを全うできるような体制を構築するとともに、特定のポストを他省庁からの出向者の指定席化しない、②こども家庭庁として、NPO や地方公共団体、企業等出身の人材をキャリア採用するなどし、一定割合以上の外部人材を登用する、③こども政策に関心と熱意のある新卒を同庁として積極的に採用する——等に取り組むべきである。

５．子どもの貧困対策に資するその他の取り組み

長引くコロナ禍は、困窮家庭の子どもたちの生活や学習、進学に影響を与えている。今や子どもの貧困対策の充実は待ったなしであり、こども家庭庁の創設を待たずに検討・実践が期待される取り組みとして、以下が挙げられる。

（１）支援の最前線に立つ NPO 等への支援強化

①子どもの貧困対策にかかる寄付の促進

子どもの貧困対策には、地域に密着した草の根の支援が求められている。草の根の支援に強みを有する NPO 等をエンパワーする方策の一つとして、佐賀県は、ふるさと納税の仕組みを活用し、NPO 等を指定した寄付を可能にしている¹²（次ページ図表 7）。同寄付は、返礼品を設けない代わりに、指定された NPO 等に寄付額の 90%が交付される仕組みであり、2015 年度の開始以来、指定団体・寄付金額ともに増加を続けている（次ページ図表 8）。

¹¹ 内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室では、300 人規模の体制を目指し、関係府省庁の職員の兼務や任期付職員の採用等を進めている。

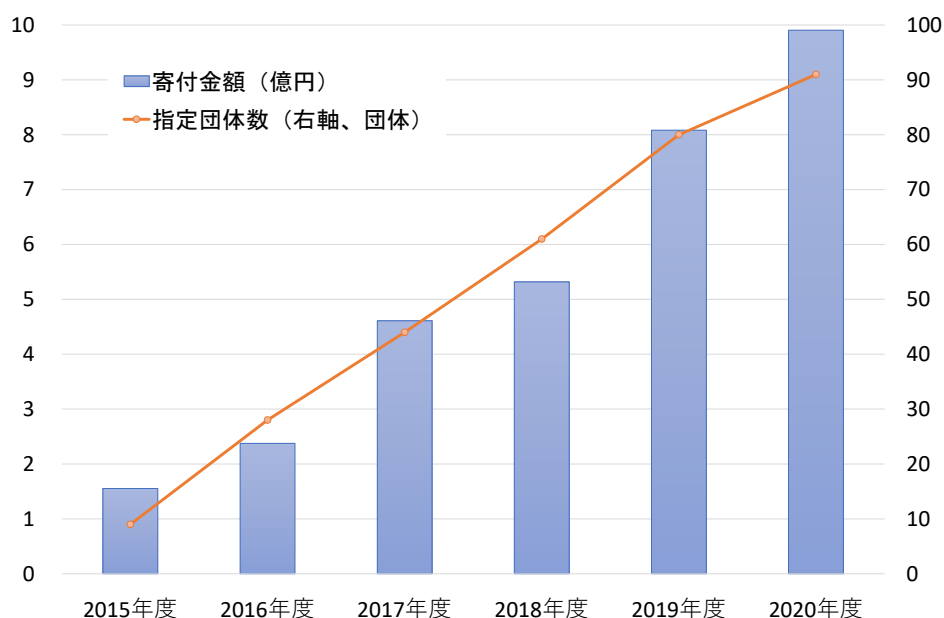
¹² 佐賀県では、行政だけではなく、多様な主体が公共サービスの主体を担うことで、自助・共助・公助のバランスが取れた協働社会の構築を目標に掲げている。本制度導入は、NPO 等をはじめとする CSO（Civil Society Organizations：市民社会組織）が、自ら考え行動する「自発の地域づくり」を応援することを目的としている。

図表7 佐賀県における NPO 等の指定寄付の仕組み



(資料) さが CSO ポータル

図表8 佐賀県における NPO 等の指定寄付の推移



(資料) さが CSO ポータル

ふるさと納税制度には、返礼品競争等、必ずしもポジティブとはいえない側面もあるが、納税者一人ひとりが、自身が納める税の用途への関心を高める上では一定の成果を上げた。納税者が、子どもの成長支援を含め、自身が積極的に関わりたい領域に財源を振り向けられるような枠組みの強化は、社会課題の効率的かつ効果的な解決や、既存の資源配分を見直す上で有益である。控除額に上限を設けたり、返礼品の受取に条件を付けたりする必要はあるにせよ、こうした社会的貢献を意識した寄付の選択肢や税額控除の限度額の拡大を検討すべきである。

また、社会課題の解決に向け、一人ひとりが自身の所得や資産を振り向ける領域を主体的に選ぶという観点では、公益信託制度を活用しやすくすることも一案であり、2019年2月の法制審議会答申以降、停滞している検討の加速を期待する。

さらに、NPO 等の活動を経済的に後押しする観点からは、休眠預金のさらなる活用¹³も有効である。同制度は、2022 年度内に全面施行から 5 年が経過し、附則の定める「必要な措置」を講じるタイミングを迎える。この機を捉え、①活用範囲および活用額を拡大するとともに、②事務負担を軽減し小規模団体も活用しやすくする、③不正利用を防ぐための監査的アプローチからパフォーマンスを重視するアプローチへのシフトやそのための人材育成、④活用団体から提出されるデータのデジタル化・標準化を通じた知見の構造化とその積極利用——など、数多ある社会課題の解決に向け、限られた資源の再配分を進めるべきである。

②NPO 等との交流機会の拡大とノウハウの提供

NPO 等は、子どもの成長を支援する意思はあっても、経理や内部管理、行政との折衝といった面でのノウハウや人的資源が不足しがちである。一方、企業はそれらを有していることが多く、その活用は双方にとって有益である。

また、企業人によるさまざまな職業に関する知見や就労体験機会の提供、企業による技術、文化、スポーツなどさまざまなノウハウや体験の共有は、子どもにさまざまな機会を提供する上で極めて有益と考えられる。企業・経営者として、ESG の観点も踏まえ、こうした活動に積極的に取り組んでいく。

経済同友会のアクションプラン

- 会員・会員所属企業の社員等と NPO 等との交流機会の提供
- 子どもたちへの就労体験機会等の提供
- 会員所属企業の社員へのボランティア休暇取得促進

（２）官民連携による支援の強化

地域のニーズに対して、地域のステークホルダーが一体となり成果をあげている例としては、岡山市の「北長瀬コミュニティフリッジ」が挙げられる。一般社団法人北長瀬エリアマネジメントが運営主体となり、個人、企業・商店などから提供された食料品・日用品を、デジタル技術を活用し、児童扶養手当や就学援助等を受給している親子に 24 時間提供する仕組みである。

こうした取り組みが全国に広がることを期待し、本会としても地域の経済同友会へ、子どもの貧困に関する問題意識や取り組み事例の情報を共有し、地域の企業と地方公共団体、学校、NPO 等が連携を強化できるような機会を設ける活動に取り組んでいく。

¹³ 一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JAMPIA）『休眠預金活用事業の現況＜データ集＞』（2021 年 6 月）によれば、資金分配団体による助成事業数は累計 80 事業、助成予定総額は約 98 億円、コンソーシアム構成団体を含む資金分配団体総数は延べ 114 団体、実行団体数は累計 424 団体。

学校と地域の連携事例として、①東京都豊島区の池袋小学校における「企業によるSDGs 教育プログラムの提供」、②東京都三鷹市の「スクールコミュニティ」——が挙げられる。

地域の NPO である「豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク」は、豊島区教育委員会と連携し、多忙な教職員に代わり、池袋小学校において、SDGs 教育プログラムの企画や運営を担っている。

また、三鷹市では、学校運営協議会の仕組みを活用し、教育に使用していない時間帯について、学校施設の機能転換を図っている。具体的には、①困難を抱える子どもたちに補完的な学習指導を行う、②社会体験や自然体験が不十分な子どもたちに機会を提供する、③地域の大人の学びの場として活用する——等、学校施設を福祉的な機能を提供するプラットフォームとして活用する「スクールコミュニティ」事業の実証実験を実施している。

SDGs は 17 の目標の中に、「貧困をなくそう」「質の高い教育をみんなに」「人や国の不平等をなくそう」など、子どもの成長支援に深く関わる項目をいくつも掲げている。未来を担う子どもたちの成長支援は、持続可能な経済社会の実現という意味で、SDGs そのものである。「生活者共創社会」の重要な構成員である企業が、子どもたちの成長に積極的・主体的に関与していくことは、SDGs や ESG の“Social”の観点からも強く要請されている。

本会は、1999 年度より、活力ある 21 世紀の日本社会を支えていく人材の育成・教育を目的に、経営者自身が教育現場に赴き、中高生等に企業や社会の変化・現状を直接伝える活動が続けている。そうした蓄積も活かしながら、地域コミュニティの一員として、子どもたちの将来の選択肢を増やすための活動に、企業・経営者としてこれからも積極的に取り組んでいく。

経済同友会のアクションプラン

- 会員及び会員所属企業の社員が、学校運営協議会等に参加することを推奨
- パイロットプログラムとして以下を実施
 - 豊島子ども WAKUWAKU ネットワークと連携し、豊島区の小・中学校において SDGs にかかる出張授業を実施
 - 三鷹市のスクールコミュニティにおける、キャリア教育にかかる出張授業の実施や IT プログラム等の提供

以 上

2022年5月現在

社会保障委員会

(敬称略)

委員長

日 色 保 (日本マクドナルドホールディングス 取締役社長兼CEO)

副委員長

安 部 和 志 (ソニーグループ 執行役 専務)

渋 澤 健 (シブサワ・アンド・カンパニー 代表取締役)

藤 井 礼 二 (L. E. K. コンサルティング 代表取締役)

宮 原 京 子 (ファイザー 取締役執行役員)

茂 木 修 (キッコーマン 取締役専務執行役員)

山 岡 浩 巳 (フューチャー 取締役)

湧 永 寛 仁 (湧永製菓 取締役社長)

委員

青 木 健 雄 (泉工医科工業 取締役)

吾 郷 康 人 (山九 取締役副社長)

足 達 則 史 (電通 執行役員)

新 井 聡 (野村不動産ホールディングス 顧問)

飯 嶋 寿 光 (アイング 取締役副社長)

石 渡 明 美 (花王 特命フェロー)

井 上 正 明 (ポピンズ 取締役副社長執行役員)

煎 谷 輝 伸 (ワイ・ディ・シー)

内 田 高 史 (東京ガス 取締役 代表執行役社長)

浦 上 浩 (リョービ 相談役)

榎 本 英 二 (野村不動産ソリューションズ 取締役副社長執行役員)

大 石 圭 子	(シミックホールディングス 取締役社長ＣＯＯ)
大 西 徹	(かんぽ生命保険 常務執行役)
大 場 康 弘	(ＳＯＭＰＯひまわり生命保険 取締役社長ＣＥＯ)
笠 井 聡	(ＳＯＭＰＯホールディングス 顧問)
柄 澤 康 喜	(MS&ADインシュアランスグループホールディングス 取締役会長)
北 野 泰 男	(キュービーネットホールディングス 取締役社長)
木 村 恵 司	(三菱地所 特別顧問)
熊 谷 亮 丸	(大和総研 副理事長 兼 専務取締役)
栗 原 美津枝	(価値総合研究所 取締役会長)
桑 原 茂 裕	(アフラック生命保険 取締役副会長)
神 津 多可思	(日本証券アナリスト協会 専務理事)
小 山 直 行	(プランテック 取締役社長)
酒 井 伸一郎	(茨腎会 理事長)
正 田 修	(日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)
鈴 木 雅 子	(パソナグループ エグゼクティブ アドバイザー)
関 根 愛 子	(日本公認会計士協会 相談役)
高 橋 栄 一	(ジェダイトメディスン 取締役社長ＣＥＯ)
高 橋 秀 行	(ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)
田 口 巧	(ニチレイ)
塚 田 裕 明	(ファイザー 執行役員)
手 島 恒 明	(ニッセイ基礎研究所 取締役社長)
寺 澤 達 也	(日本エネルギー経済研究所 理事長)
富 樫 直 記	(Ridgelinez シニアアドバイザー)
長 嶋 由紀子	(リクルートホールディングス 常勤監査役)

永 久 幸 範	(ブラウン・ブラザーズ・ハルマン・インベストメント・サービス 代表取締役)
芳 賀 日登美	(ストラテジック コミュニケーション R I 取締役社長)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 恭 子	(グロービス シニア・ファカルティ・ディレクター)
樋 口 智 一	(ヤマダイ食品 取締役社長)
平 手 晴 彦	(電通グループ 副社長執行役員)
布 施 達 朗	(セコム 常務取締役)
星 久 人	(ベネッセホールディングス 特別顧問)
松 井 敏 浩	(大和証券グループ本社 取締役 兼 代表執行役副社長)
松 島 訓 弘	(グリー 取締役 常勤監査等委員)
森 川 智	(ヤマト科学 取締役社長)
森 田 均	(チューリッヒ生命保険 監査役)
山 口 公 明	(セントケア・ホールディング 取締役)
山 科 裕 子	(オリックス グループ執行役員)
山 本 謙 三	(オフィス金融経済イニシアティブ 代表)
若 林 辰 雄	(三菱UFJ信託銀行 特別顧問)
渡 部 憲 裕	(裕正会 理事長)

以上60名

事務局

山 本 郁 子	(経済同友会 政策調査部 次長)
安 達 智 美	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)